

## 危険物船舶運送及び貯蔵規則

### 1. 案内情報

- ① 手続名 : 火薬類以外の危険物を貯蔵しようとする場合の貯蔵船の構造及び設備並びに貯蔵方法の変更の届出
- ② 手続根拠 : 危険物船舶運送及び貯蔵規則第385条
- ③ 手続対象者 : 火薬類以外の危険物を貯蔵する貯蔵船の構造、設備又は貯蔵方法を変更しようとする者
- ④ 提出時期 : 火薬類以外の危険物を貯蔵する貯蔵船の構造、設備又は貯蔵方法の届出内容を変更しようとする場合
- ⑤ 提出方法 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ⑧ 申請書様式 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ⑨ 記載要領・記載例 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

### 2. 窓口情報

- ① 提出先 : けい留場所を管轄する地方運輸局等へ提出して下さい。
- ② 受付時間 : 提出先の地方運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

### 3. 手続情報

- ① 審査基準 : 危険物船舶運送及び貯蔵規則
- ② 標準処理期間 : 提出先の地方運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ③ 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による。

※地方運輸局等の所在地は、国土交通省のホームページをご参照下さい。

<http://www.mlit.go.jp/about/chihounyu.html>